

第二期計画
第 1 章～第 3 章修正案
(前回会議時からの修正分【抜粋】)

※前回会議時から、数値の追加等をした箇所に網掛けをしています。

(3) 国の動き

国においては、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきましたが、この取組をさらに充実するために、平成 26 年 4 月の法改正により、同法の有効期限が 10 年間延長されました。

しかしながら、我が国では、出生率の低下に伴い少子化が進んでおり、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、保育所に子どもを預けたいと考えていても、希望する保育所が満員であること等から、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望をかなえられない人も多くなっております。

これらの課題に対応するため、子ども・子育て関連 3 法に基づき平成 27 年 4 月に本格施行された子ども・子育て支援新制度の実施により、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図り、子どもを生み育てやすい環境の整備に取り組んでおります。

また、結婚や妊娠・出産・子育てに関する国民一人一人の希望がかなう社会を実現するため、平成 27 年 3 月に決定された「少子化社会対策大綱」や平成 28 年 6 月に決定された「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づき、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現等の働き方改革、待機児童解消に向けた保育の受け皿整備などの施策に取り組んでいます。

特に、子育て世代への経済的支援については、平成 29 年 12 月に決定された「新しい経済政策パッケージ」により、これまで段階的に進めてきた幼児教育の無償化について一気に進めるなど、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することとしております。

さらに、昨今の虐待相談件数の増加や、相次ぎ発生する児童虐待による痛ましい事件を踏まえ、令和 2 年度から児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講じることとしております。

(4) 母子保健水準の状況

① 周産期死亡、新生児死亡及び乳児死亡の推移

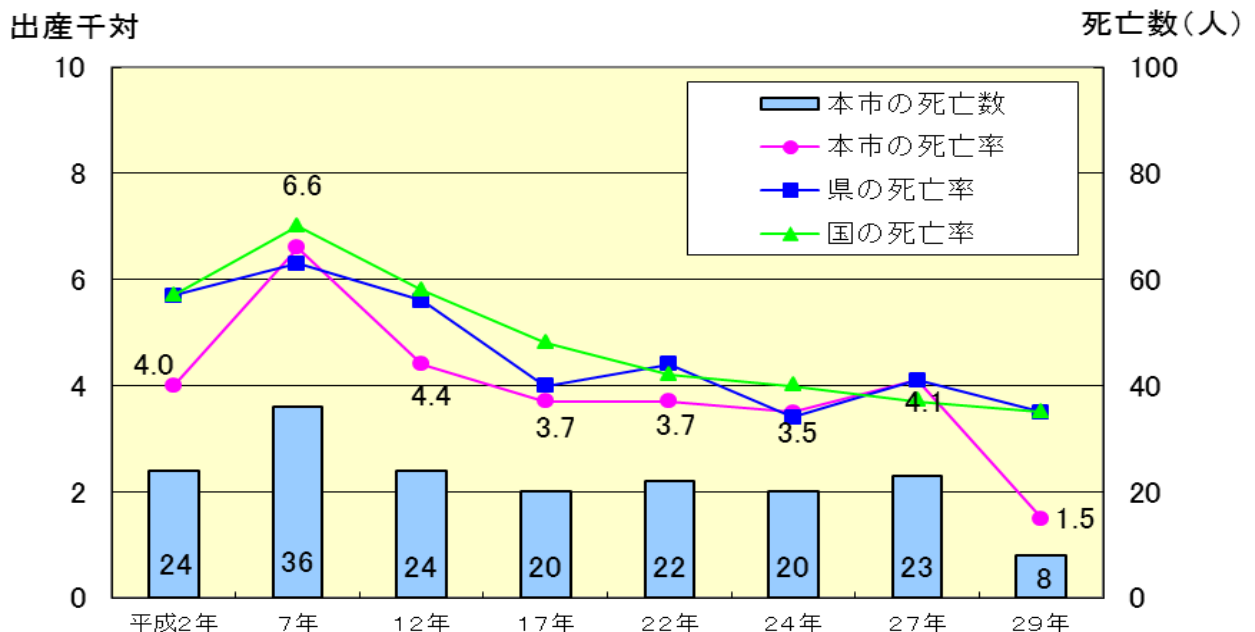
妊娠満 22 週以後の死産数に、生後 1 週未満の乳児の死亡数を加えたものを周産期死亡とといいます。周産期死亡の推移を図 2-19 に示していますが、本市の周産期死亡率は、国より低率で推移し、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

また、新生児死亡（生後 4 週未満の死亡）の推移は、図 2-20 のとおりです。本市の新生児死亡率は、多少の変動はあるものの全体としては減少を続けています。

乳児死亡（生後 1 年未満の死亡）の推移は、図 2-21 のとおりです。本市の乳児死亡率は、平成 7 年頃までは減少傾向にあり、その後多少の変動はあるものの全体としては減少を続けています。

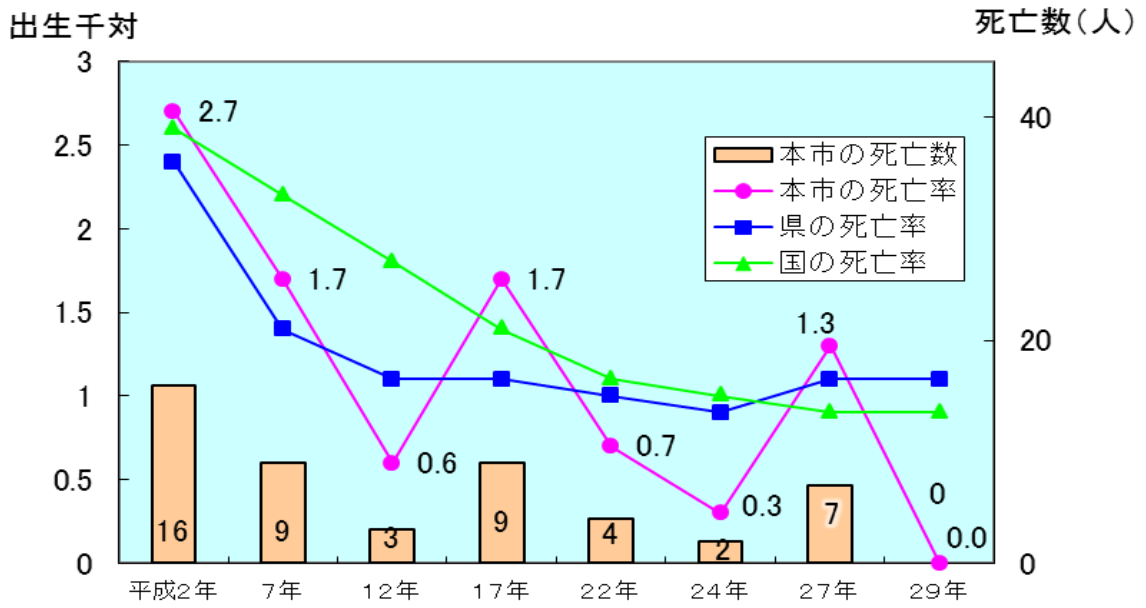
このように、これまでの周産期医療体制の整備や母子保健対策の取組によって、周産期死亡、新生児死亡及び乳児死亡は着実に改善されており、今後も高水準を維持させていくことが望まれます。

(図 2-19) 周産期死亡率の推移



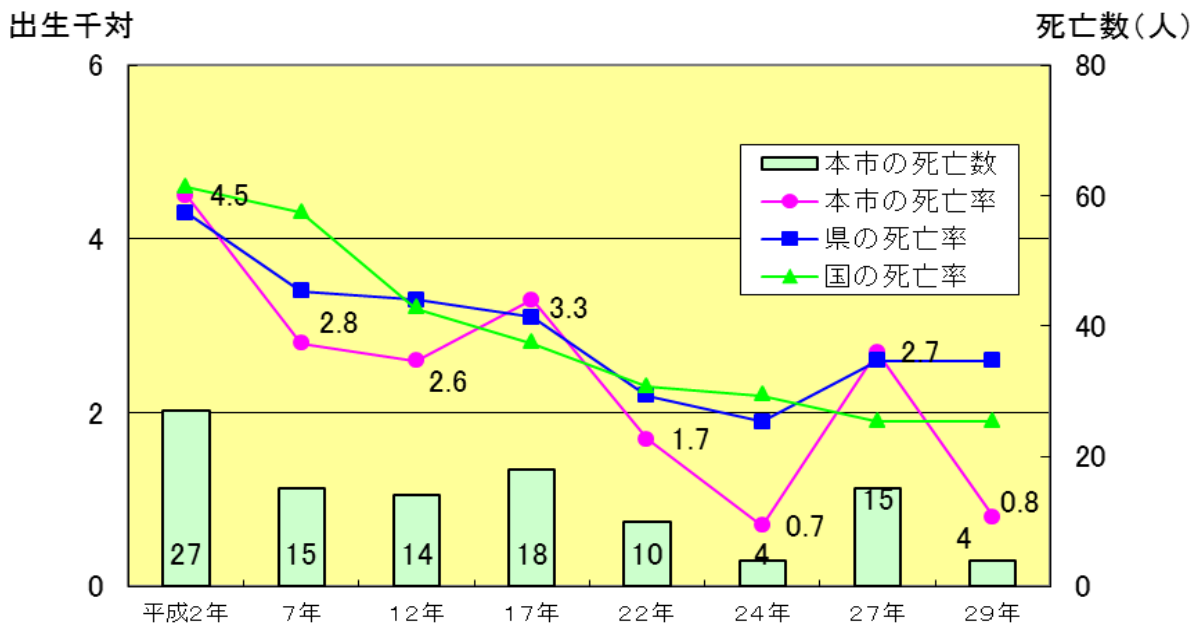
資料：人口動態統計

(図 2-20) 新生児死亡の推移



資料：人口動態統計

(図 2-21) 乳児死亡の推移



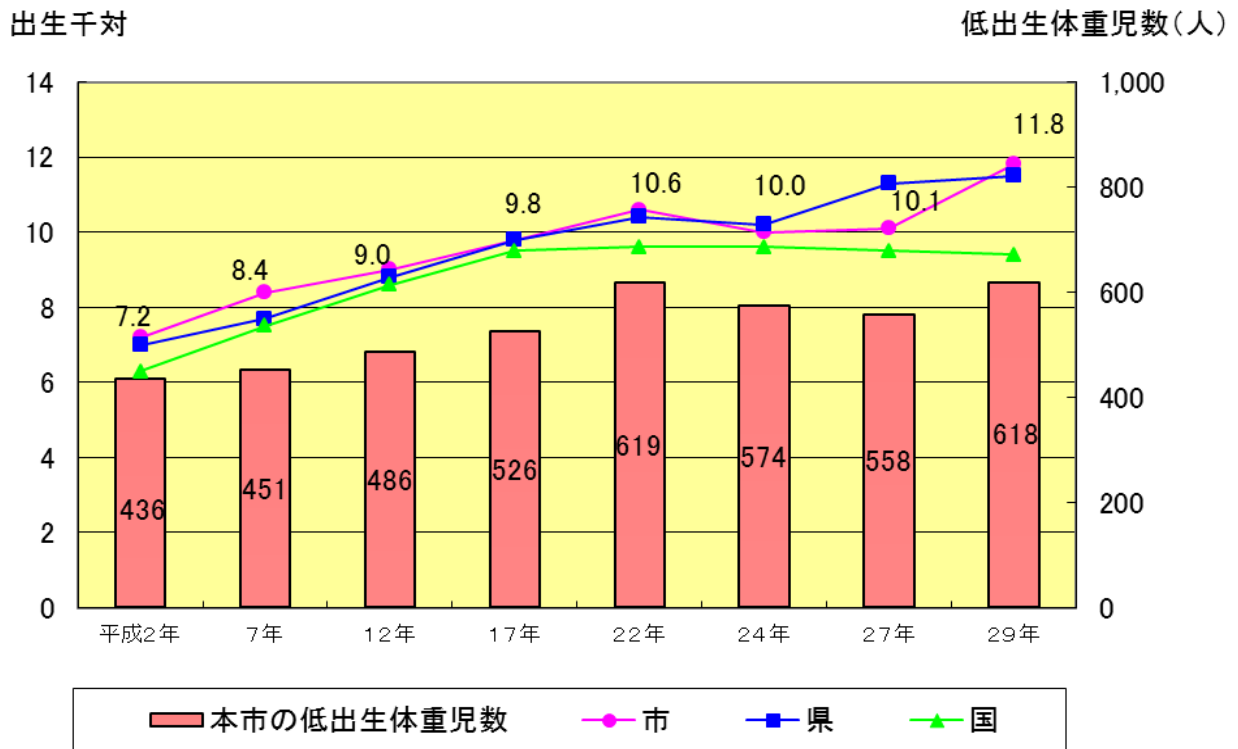
資料：人口動態統計

② 低出生体重児の出生割合の推移

本市の全出生数に対する低出生体重児の出生割合は、図 2-22 とおりです。本市では、国の平均を上回って推移し、上昇傾向が続いています。

低出生体重児の出生については、**妊婦の年齢や体重**、妊娠中の喫煙等が関係していると指摘されており、母子保健指導の強化等の予防活動が必要です。

(図 2-22) 低出生体重児の出生割合の推移



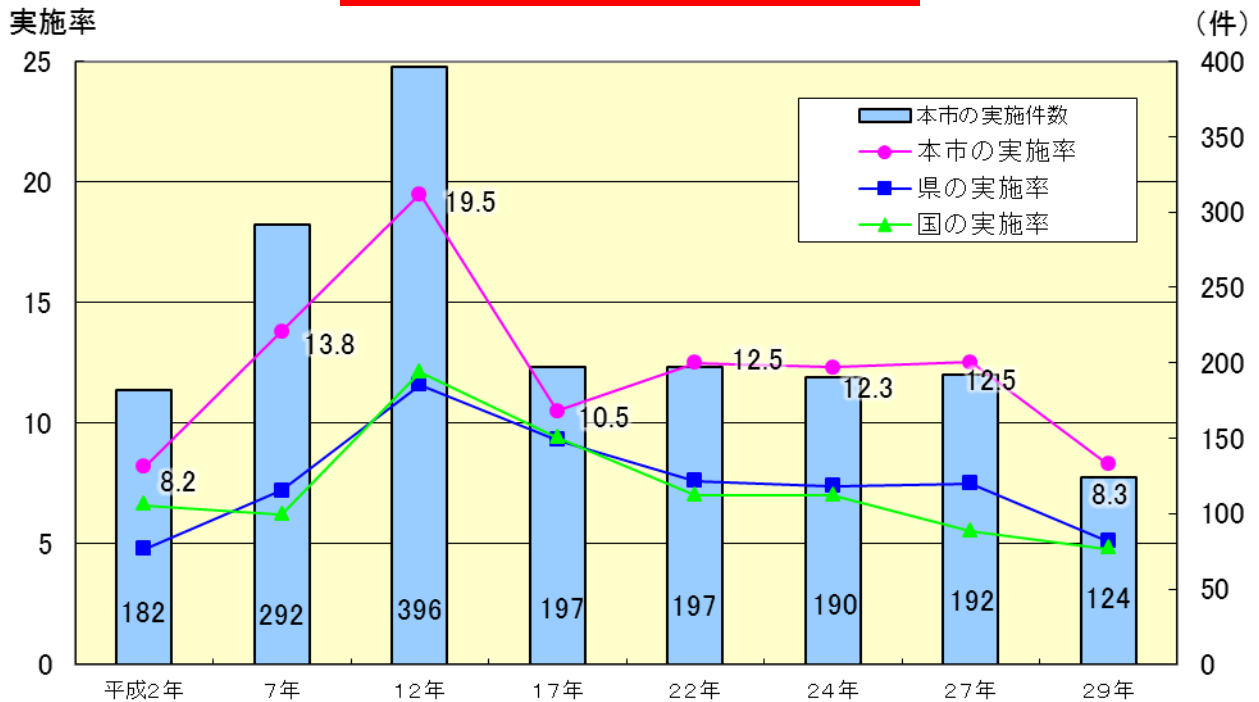
資料：人口動態統計

③ 10代の人工妊娠中絶の推移

10代の人工妊娠中絶の推移は、図2-23のとおりです。本市の10代の人工妊娠中絶実施率は、県や国を上回って推移しています。

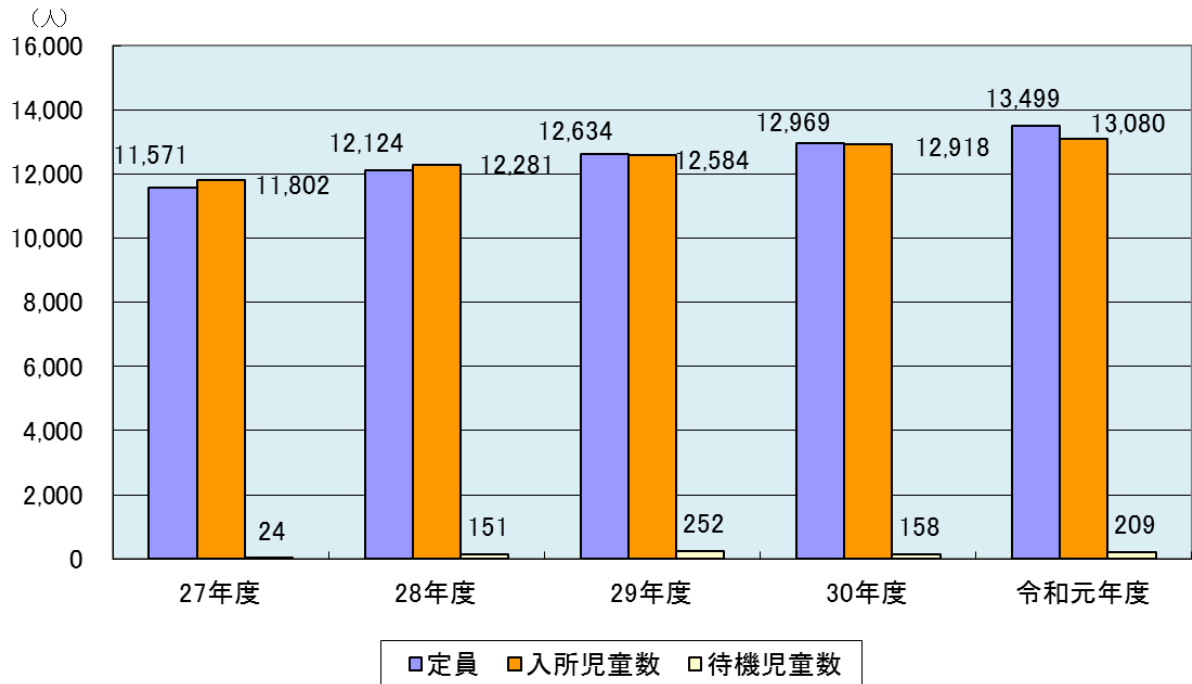
自分や相手の身体について正確な知識を身につけて、自分で判断し自ら健康管理できるように、家庭、学校や地域における性教育や健康教育を充実させることが望まれます。

(図2-23) 10代の人工妊娠中絶の推移



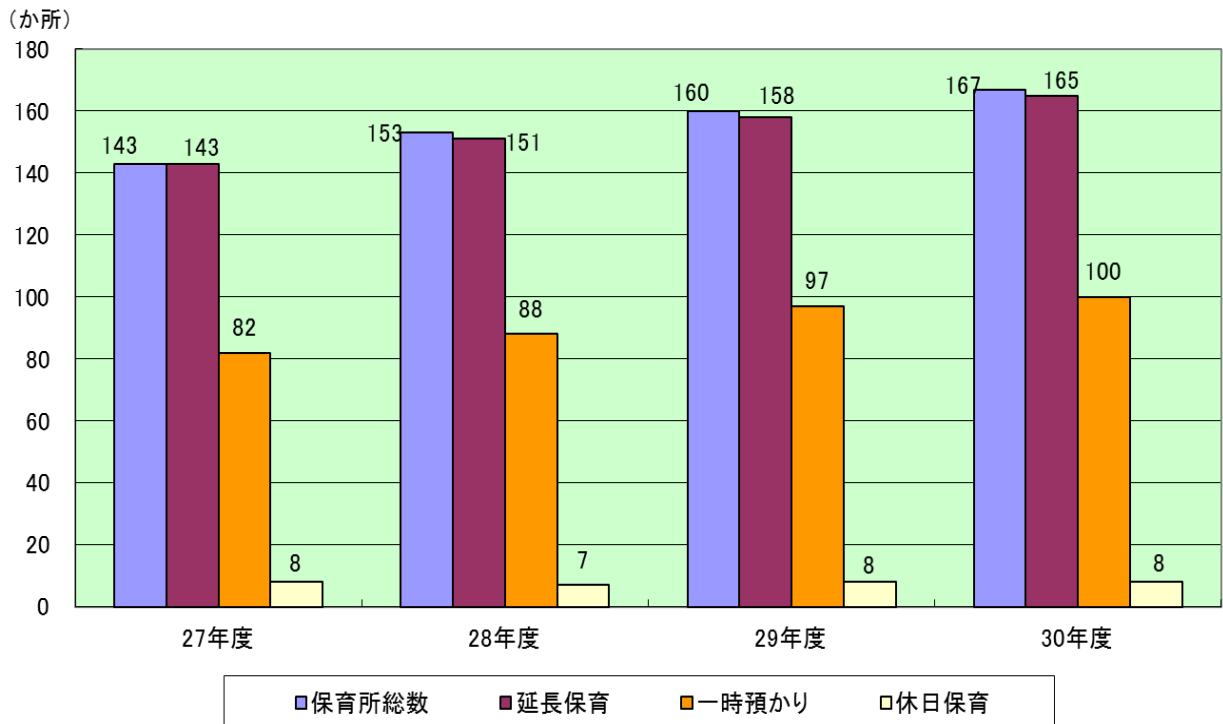
資料：母体保護統計

(図 2-25) 保育所等の定員、入所児童数及び待機児童数 (各年度 4 月 1 日現在)



資料：鹿児島市保育所統計

(図 2-26) 保育所等総数と特別保育等の実施保育所数 (各年度 3 月 1 日現在)



資料：鹿児島市保育所統計

② 教育の提供状況

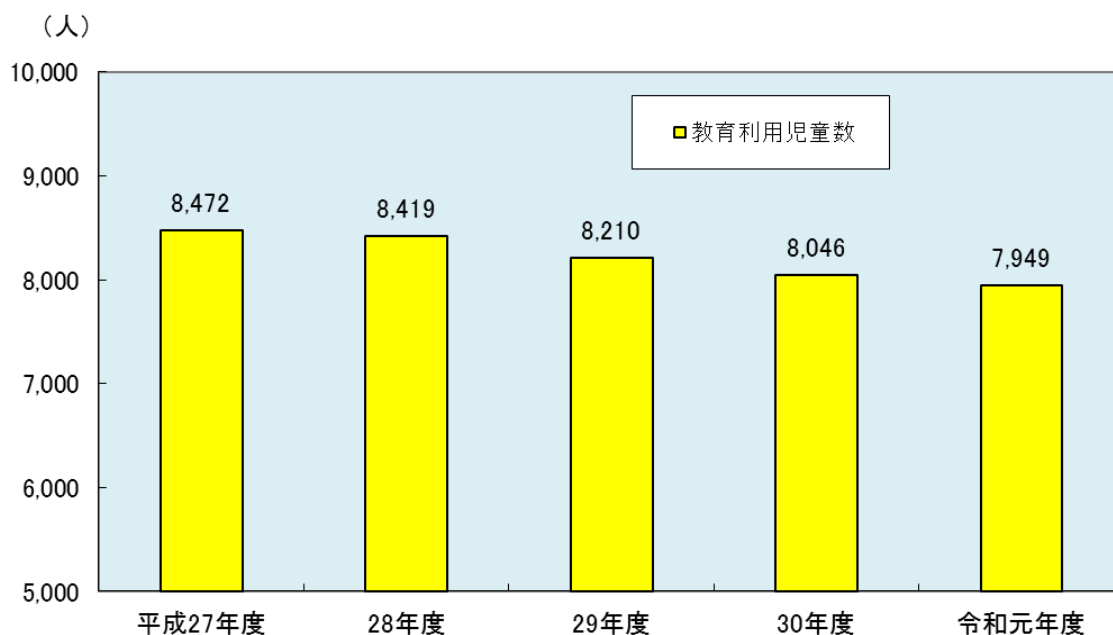
満3歳から小学校就学前の幼児を保育し、健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長するための教育を提供する場として、認定こども園、幼稚園（以下「認定こども園等」という。）が設けられています。

本市の教育利用児童数（認定こども園の教育機能・幼稚園を利用）を図2-27に示しています。

認定こども園等では、地域の実態や保護者の要請により、通常の教育時間の前後や長期休業中などに希望する者を対象に行う預かり保育などを行っています。

認定こども園等については、施設型給付費や補助金による運営費の支援を行うほか、新制度に移行していない幼稚園に通園する保護者の負担軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助を行っています。

（図2-27） 教育利用児童数（各年度5月1日現在）



資料：鹿児島市幼稚園統計

③ 放課後児童健全育成事業の状況

核家族化の進展や、共働き家庭の増加と働き方の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化している状況の中、就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校に就学する児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して子どもを育て、仕事等との両立が可能となるよう支援するとともに、これらの児童の健全育成を図ることを目的として、児童クラブを設置しています。

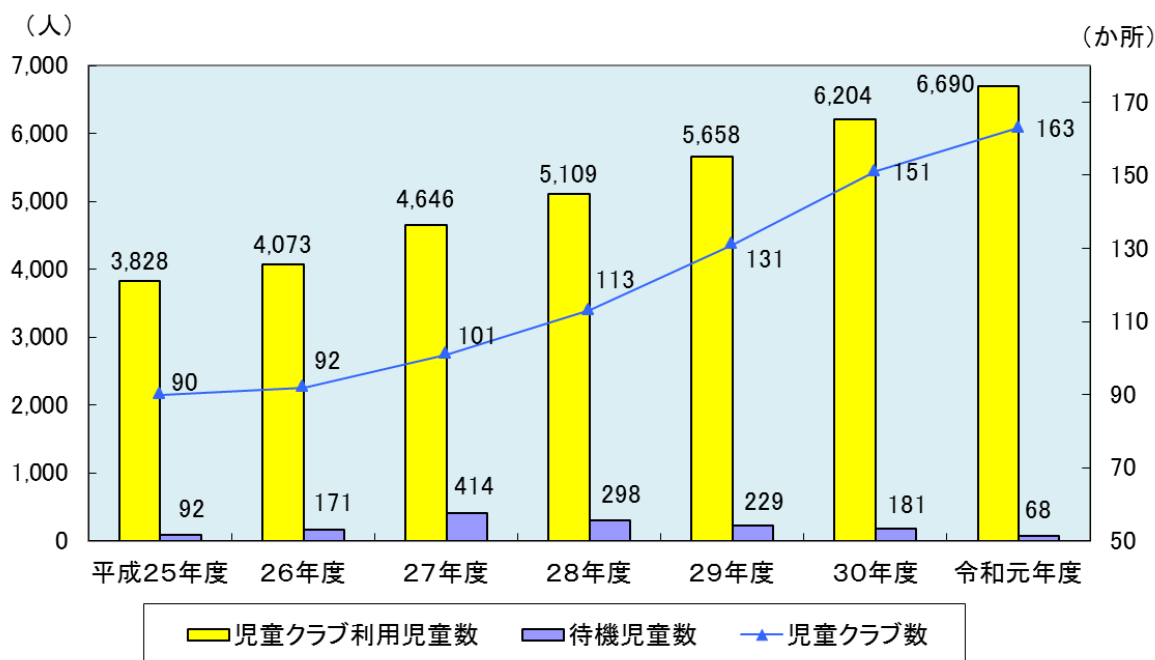
共働き家庭の増加や、平成27年4月の児童福祉法一部改正で、対象児童が小学校低学年（1年生～3年生）から小学校に就学している児童に拡大されたこと等により、利用児童数は年々増加しています。

本市では、これまで、待機児童の状況や未就学児の状況等を分析し、校区ごとの利用希望の把握に努め、計画的かつ積極的に児童クラブの設置に取り組み、待機児童の解消を図ってきました。

本市が設置する児童クラブは、令和元年5月1日現在で、市内全79校区（うち1校区は休校）のうち72校区、163か所で、利用児童数は6,690人、待機児童数は68人となっています。

（図2-28） 児童クラブ利用児童数、待機児童数、児童クラブの推移

（各年度5月1日現在）



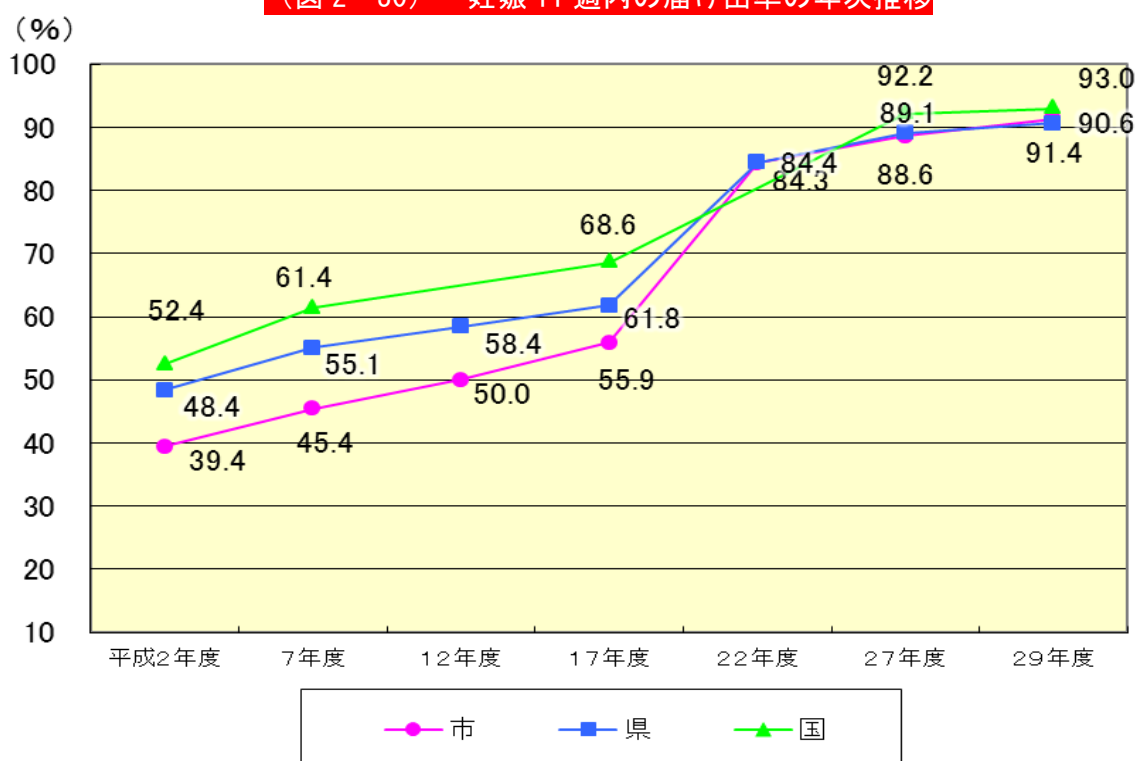
資料：こども政策課

⑤ 妊産婦健康相談の状況

母子健康手帳交付時に妊婦を把握し、妊娠中から乳幼児期までの一貫した母子保健対策を実施するため妊産婦健康相談及び歯科健診を行い、妊産婦の健康教育・母子手帳の活用法などの周知に取り組んでいます。

本市の妊娠11週以内の届出の年次推移を、図2-30に表しました。本市では、平成2年度は39.4%でしたが、年々増加し平成29年度は91.4%です。母子保健の出発点として、妊娠早期からの届出が望まれます。

(図2-30) 妊娠11週内の届け出率の年次推移



資料：母子保健の主なる統計、地域保健・健康増進事業報告、

鹿児島県の母子保健、かごしま市の保健と福祉

⑥ 妊婦健康診査の状況

妊婦健康診査では、妊娠中の定期健診の費用の一部を援助し受診を徹底させることで、異常の早期発見・早期対応につながり、より安全な分娩と健康な子どもの出生を図るよう取り組んでいます。平成29年度の平均受診回数は、12.0回でした。今後も異常の早期発見や早期対応につながる健診は重要です。

⑦ 母子保健訪問指導、産後ケア事業の状況

妊産婦・未熟児・低出生体重児・新生児・乳幼児等を対象に保健師・助産師などのほか、市から委託された地域の助産師などが訪問し、家庭環境や住居の状態、経済状態、家族の協力状況などを把握し、個人にあった具体的な保健指導を行っています。

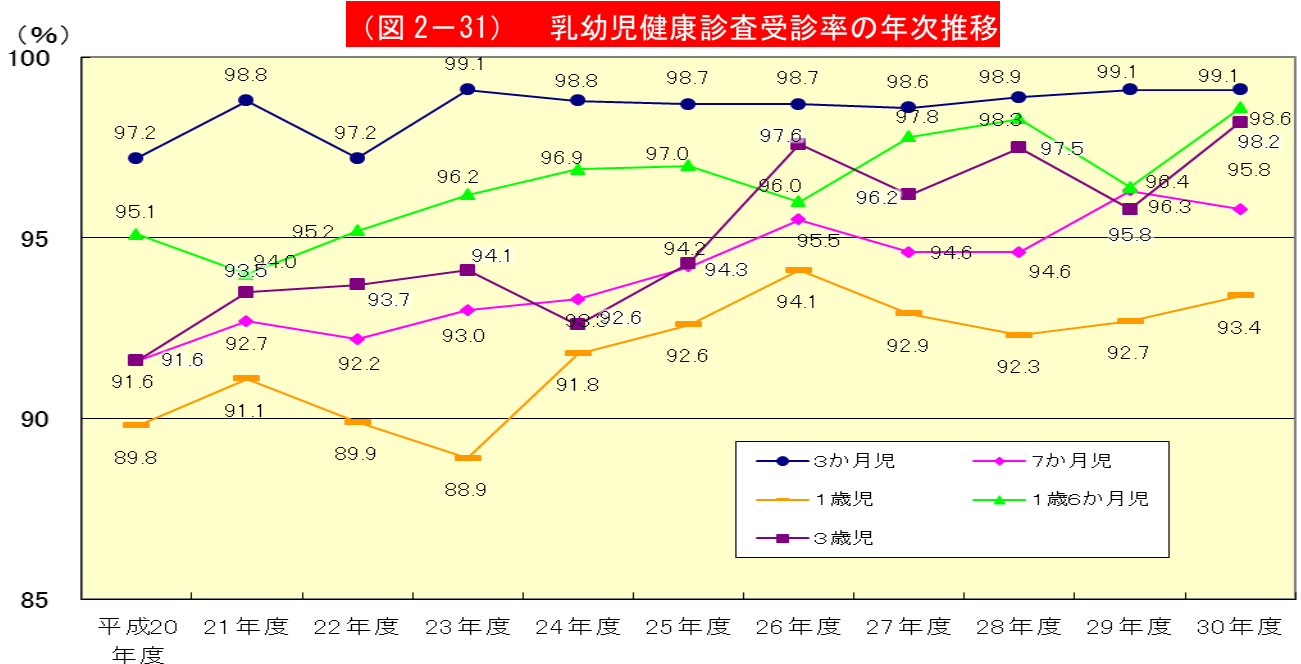
また、平成8年度から産後の身体の回復や育児等に不安を持つ産婦が助産施設へ一定期間入所し保健指導を受けられる産後ケア事業を実施しています。

妊娠・出産・産じょく期の女性は、短い期間に心身に非常に大きな変化の起こることに加え、生まれてくる子どもに、父親とともに愛情を注ぎ育てるという長期にわたる責任を負うことになることから、この時期に子育てに対する不安や負担感を軽減する取組を行うことは重要です。

⑧ 乳幼児健康診査の状況

心身の発達・育児の上で最も大切な乳幼児期に異常を早期発見し、適切な措置を講ずるため健康診査を実施しています。3か月、7か月及び1歳児健康診査は、市内の医療機関に委託し、1歳6か月児、3歳児の健康診査は、保健センターなどで実施しています。

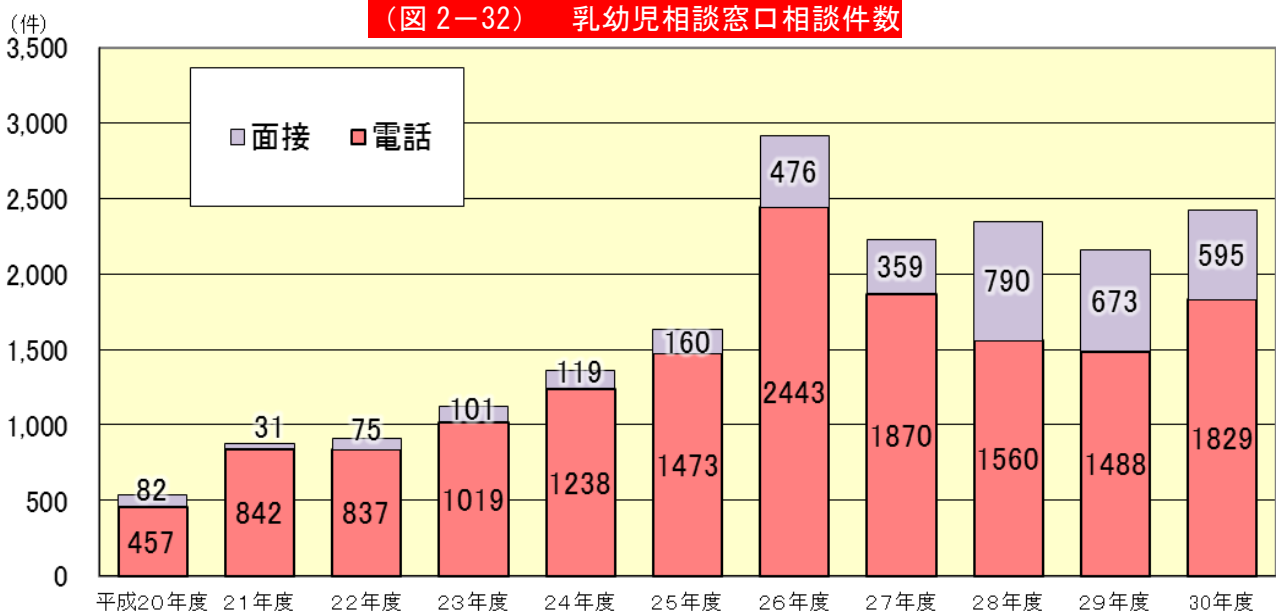
乳幼児健康診査受診率の年次推移は、図2-31とおりです。各健診の受診率は90%以上の間で推移しており、平成30年度は、3か月児99.1%、7か月児95.8%、1歳児93.4%、1歳6か月児98.6%、3歳児98.2%となっています。乳幼児期に異常を早期に発見し、早期治療や訓練が適切に行われるように、受診率の向上に努めていくことが必要です。



資料:かごしま市の保健と福祉

⑨ 乳幼児相談窓口の状況

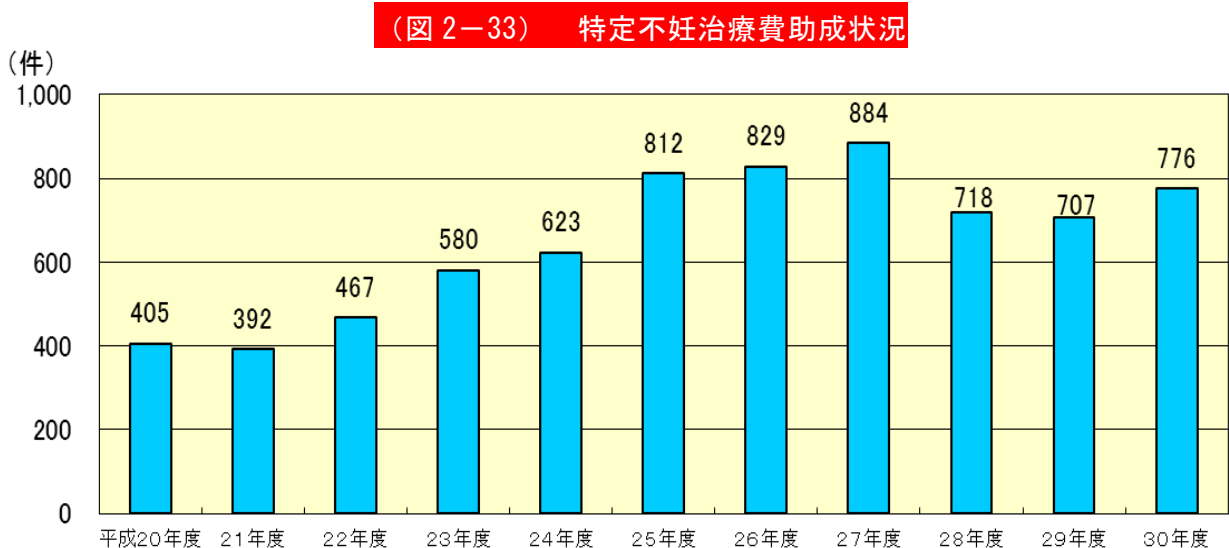
発育、発達の気がかりや育児に関すること、保健福祉のサービス等、相談場所の選択に迷うような問題に相談員が個別に対応しています。平成30年度の相談件数は2,424件でした。今後も、様々な相談に応じるとともに、情報提供を行っていきます。



資料:かごしま市の保健と福祉

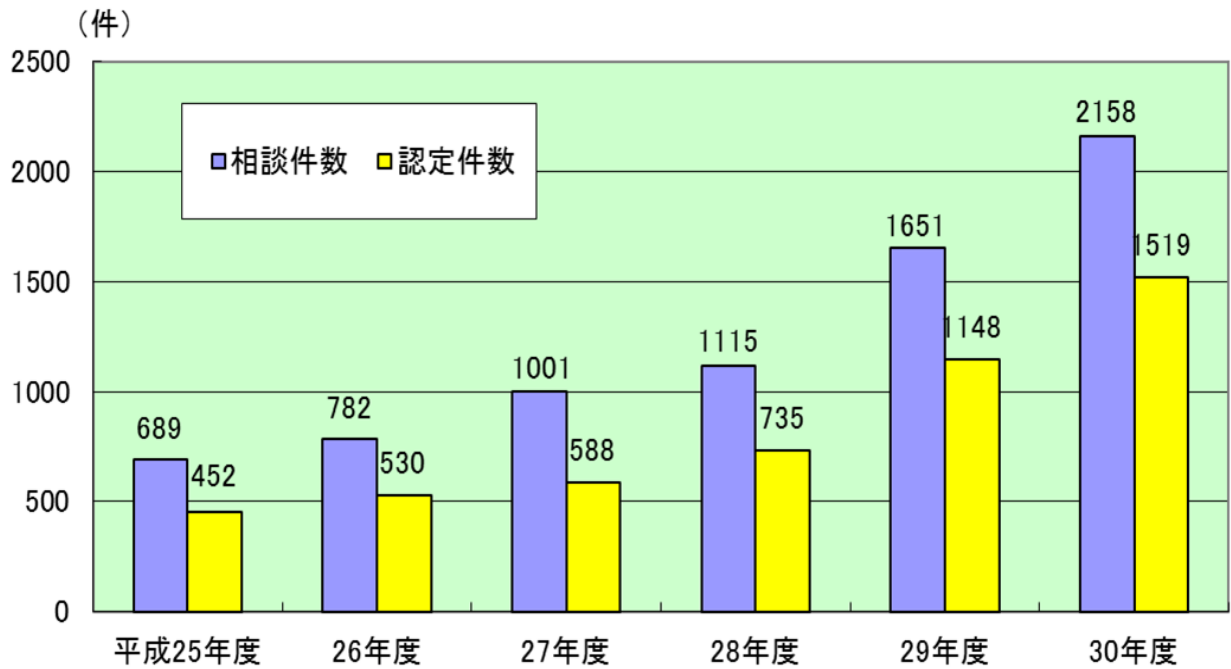
⑩ 特定不妊治療費の助成状況

不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、医療保険が適用されていないことで高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成しています。平成30年度の助成件数は776件でした。今後も、不妊に悩む方への支援を行っていきます。



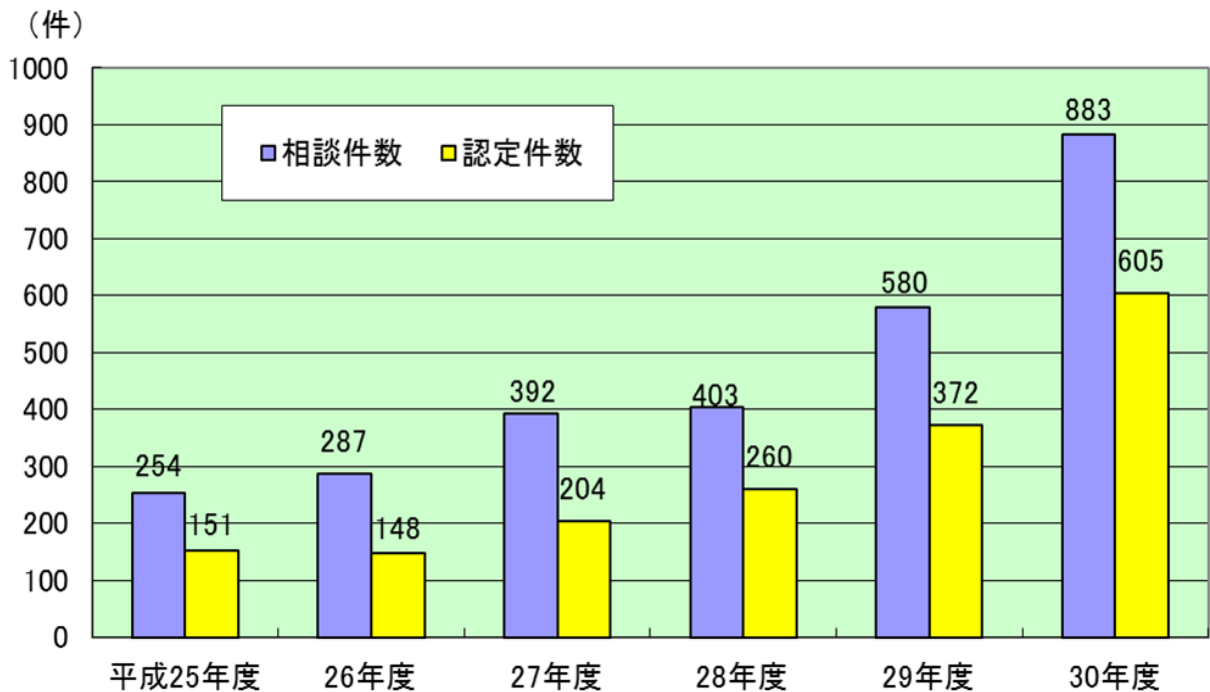
資料:かごしま市の保健と福祉

(図 2-36) 鹿児島県児童虐待相談件数・認定件数



資料：県中央児童相談所、市こども福祉課

(図 2-37) 本市児童虐待相談件数・認定件数

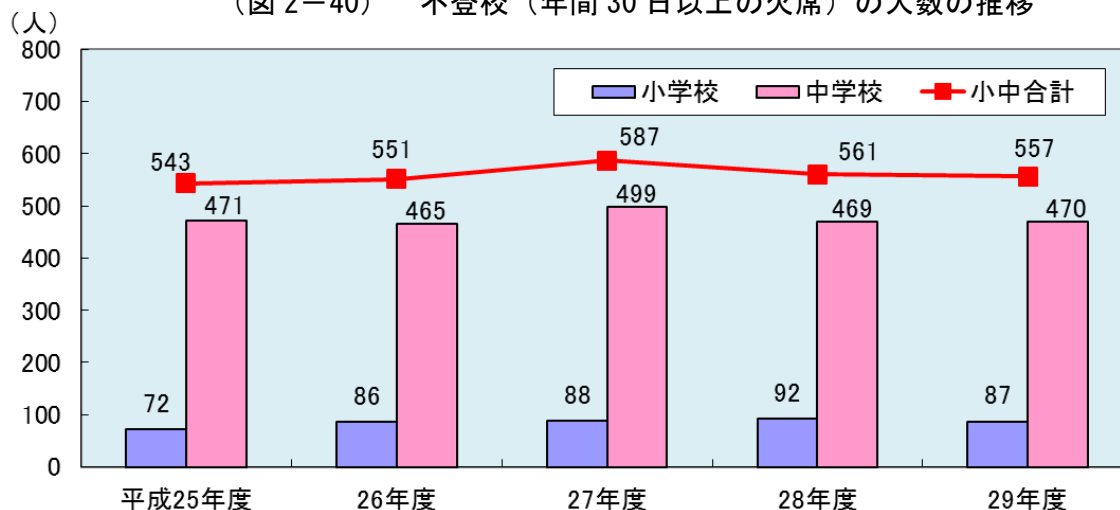


資料：市こども福祉課

本市では、教育相談室や適応指導教室を開設しているほか、学校や家庭に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理相談員等を派遣し、児童生徒や保護者への相談に応じるとともに、家庭環境の改善も図っています。

また、各学校においては、未然防止や早期対応の取組の充実、定期的な教育相談の設定、学校外の相談窓口の周知などにより、不登校の減少に向けて取り組んでいます。

(図 2-40) 不登校（年間 30 日以上の欠席）の人数の推移



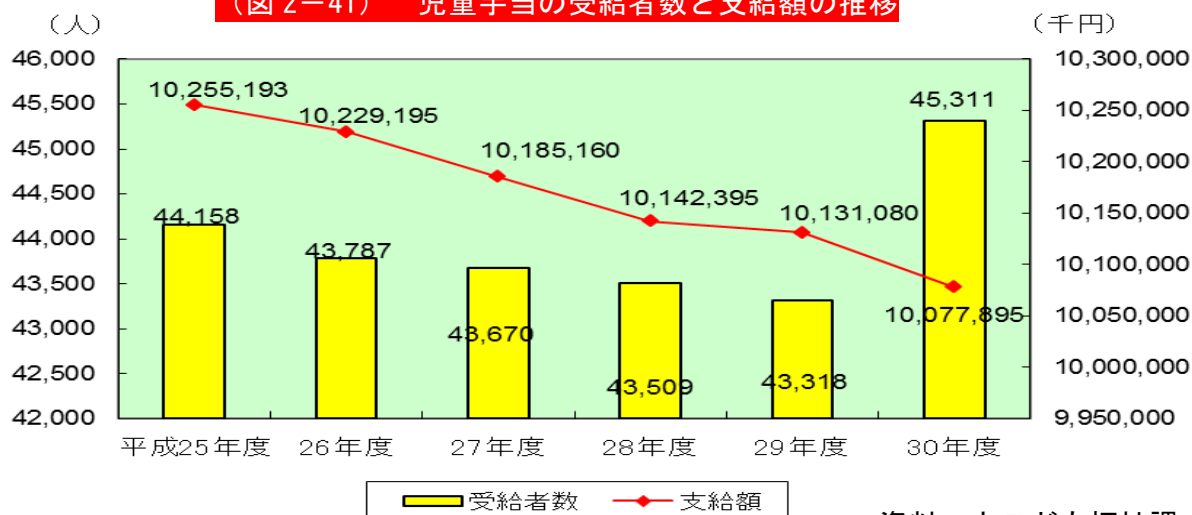
資料：鹿児島市の教育

⑮ 児童手当等の状況

児童を養育している家庭の生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上を目的として児童手当を支給しています。

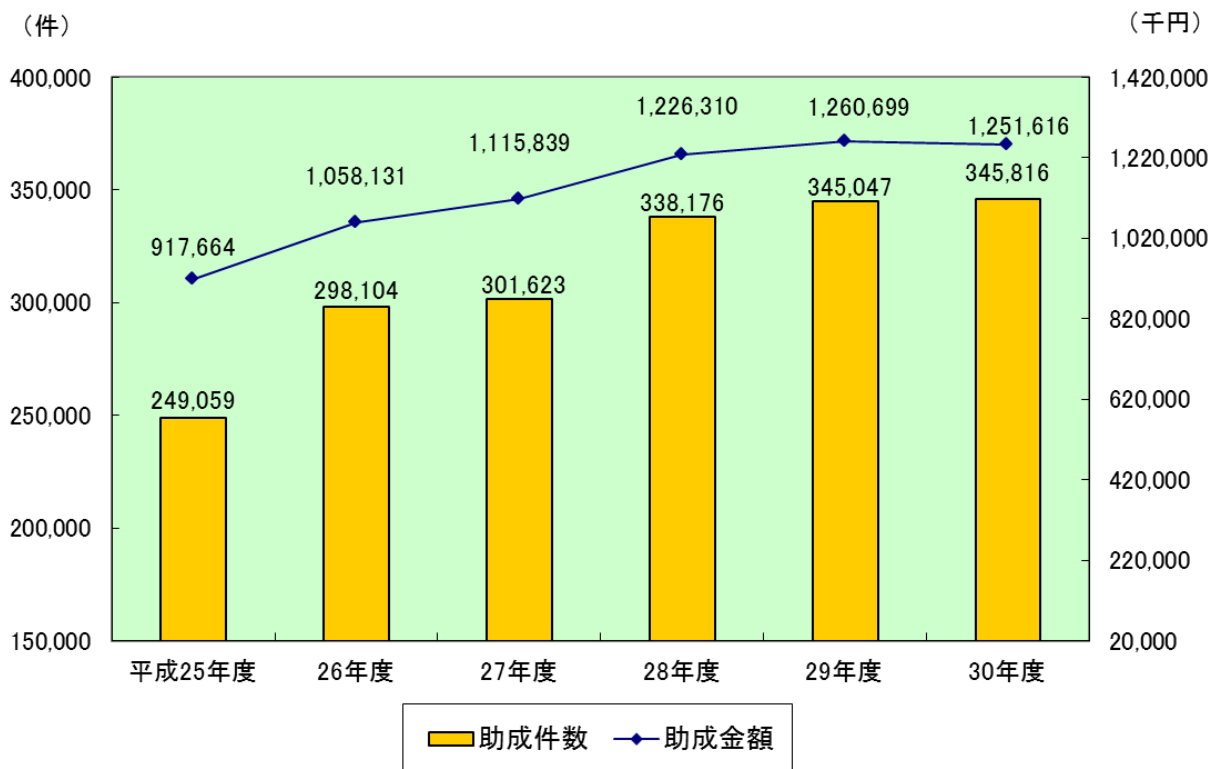
児童手当は、中学校修了前までの児童を養育している人に対して支給され、受給者数及び支給額の推移は図 2-41 のとおりです。

(図 2-41) 児童手当の受給者数と支給額の推移



資料：市こども福祉課

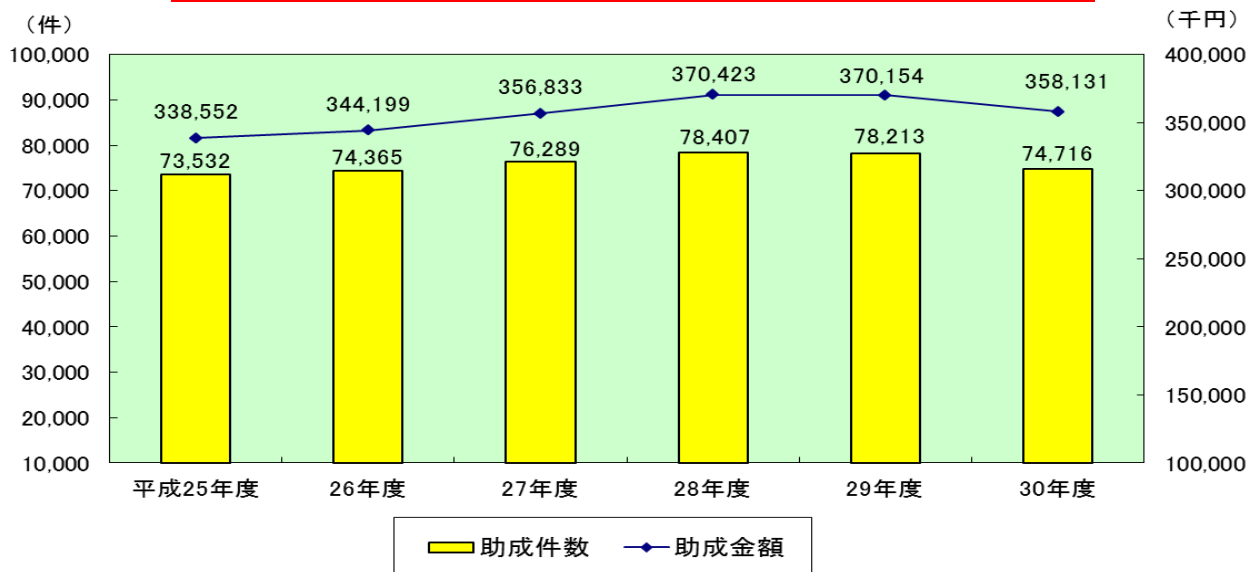
(図 2-45) こども医療費の助成件数と助成金額の推移



(平成 25 年 8 月に未就学児から小学校卒業まで、平成 28 年 4 月に中学校卒業まで支給対象を拡充) 資料：市こども福祉課

母子・父子家庭等医療費助成は、18 歳以下の児童等を有するひとり親家庭等の児童の健康と福祉の増進を図るため、保険診療による自己負担金全額を助成しています。助成件数及び助成金額の推移は、図 2-46 のとおりです。

(図 2-46) 母子・父子家庭等医療費の助成件数と助成金額の推移



資料：市こども福祉課

(6) 子ども・子育ての地域資源

本市においては、多様な子ども・子育て支援施設の整備が進むとともに、子ども・子育て支援の取組には、多くの市民やボランティアが参加しています。

① 主な子ども・子育て支援施設等

No.	施設名	施設数等	No.	内容	施設数等
1	幼稚園	24 か所	31	放課後等デイサービス(再掲)	125 事業所
2	保育所	123 か所	32	居宅訪問型児童発達支援事業所	1 事業所
3	認定こども園	53 か所	33	保育所等訪問支援事業所	35 事業所
4	認可外保育施設	108 か所	34	障害児相談支援事業所	41 事業所
	(うち、事業所内保育所)	39 か所	35	障害児入所施設	4 か所
5	病児・病後児保育施設	9 か所	36	市立小学校	79 校
6	ショートステイ	10 か所	37	国立、私立小学校	3 校
7	トワイライト	10 か所	38	市立中学校	39 校
8	すこやか子育て交流館	1 か所	39	国立、私立中学校	6 校
9	親子つどいの広場	4 か所	40	市立高校	3 校
10	児童センター	3 か所	41	県立高校	11 校
11	地域子育て支援センター	9 か所	42	私立高校	9 校
12	ファミリー・サポート・センター	1 か所	43	大学・短大・高専	6 校
13	児童クラブ(公営)	153 か所	44	特別支援学校	8 校
14	児童クラブ(民営)	26 か所	45	校区公民館	77 館
15	放課後子ども教室	60 教室	46	地域公民館	14 館
16	放課後等デイサービス	125 施設	47	図書館	2 館
17	小児科	83 施設	48	科学館	1 館
18	産婦人科(産科、婦人科含む)	49 施設	49	美術館	1 館
19	保健センター	10 か所	50	少年自然の家	1 か所
20	子育て世代包括支援センター	5 箇所	51	給食センター	6 か所
21	母子生活支援施設	4 か所	52	公園	677 か所
22	助産施設	2 か所	53	ちびっこ広場	95 か所
23	母子福祉センター	1 か所	54	子育て世帯向け市営住宅募集戸数	106 戸
24	婦人保護施設	1 か所	55	地域福祉館(児童ルーム)	37 館
25	児童心理治療施設	1 か所	56	文学館(メルヘン館併設)	1 館
26	児童相談所	1 か所	57	子ども110番の家	1005 か所
28	乳児院	2 か所	58	公共体育施設	24 施設
29	児童養護施設	5 か所	60	動物公園	1 か所
30	児童発達支援事業所	99 事業所	61	水族館	1 か所
			62	男女共同参画センター	1 か所

② 主な子ども・子育てに係る人的資源等

No.	内容	人数・団体数等	No.	内容	人数・団体数等
1	子育てサークル	10 団体	31	図書館サポーター	15 人
2	放課後児童児童育成支援員	839 人	32	読み聞かせボランティア	30 人
3	放課後児童育成補助員	284 人	33	あいご主事	189 人
4	ファミリー・サポート・センター提供会員	796 人	34	スクールカウンセラー	14 人
5	子育てサポーター	282 人	35	教育相談室相談員	5 人
6	すこやか子育て交流館企画運営指導員	5 人	36	適応指導相談員	8 人
7	すこやか子育て交流館子育て支援員	14 人	37	学習支援員	5 人
8	にこにこ子育て応援隊	766 団体等	38	臨床心理相談員	5 人
9	セーフコミュニティ子どもの安全取組団体	73 団体	39	スクールソーシャルワーカー	4 人
10	セーフコミュニティ学校の安全取組校	126 校	40	ジュニアリーダークラブ	1 団
11	保育士・保育教諭・幼稚園教諭	データ精査中	41	スクールガード等(学校安全ボランティア)	6,898 人
12	保育コーディネーター	4 か所	42	スクールガードリーダー	15 人
13	母子保健支援員	5 人	43	スポーツ推進委員	179 人
14	乳幼児巡回支援専門員	7 人	44	スポーツ少年団	298 団
15	小児慢性特定疾病支援員	1 人	45	町内会	780 町内会
16	母子保健サポーター	571 人	46	町内会加入率	54 %
17	育児サークル	20 団体	47	地域コミュニティ協議会	78 協議会
18	家庭児童相談員	3 人	48	サンエールかごしま託児サポーター	65 人
19	婦人相談員	3 人	49	安心安全推進員	177 人
20	母子・父子自立支援員	6 人	50	地域安心安全推進指導員	4 人
21	民生委員・児童委員	1048 人	51	安心安全まちづくりアドバイザー	1 人
22	保護司	198 人	52	児童通学保護員	197 人
23	ふれあい子育てサロン	52 校区	53	防犯パトロール隊	345 団体
24	食育推進支援員	7 人	54	防犯団体連合会	3 団体
25	市立の学校教職員	3,529 人	55	交通安全協会	3 団体
26	特別支援教育支援員	95 人	56	安心安全協力事業所	813 事業所
27	小学校PTA加入者数	28,245 人			
28	中学校PTA加入者数	16,115 人			
29	学校支援ボランティア	9,065 人			
30	おやじの会	86 団体			

※各施設数・人数等の基準日は平成30年度末（基準日の数値がない場合は、把握している基準日直近の数値を記載）

(7) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況

① 教育・保育施設の提供体制

No.	事業	項目	27年度(実績)	元年度(実績見込み)	元年度(計画値)
1	教育ニーズ	量の見込み	8,455人	7,625人	8,128人
		提供量	10,909人	10,199人	10,246人
		確保方策	-	-	-
2	保育ニーズ	量の見込み	12,753人	13,944人	13,891人
		提供量	12,415人	13,448人	13,849人
		確保方策	423人	230人	210人

② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

No.	事業	項目	27年度(実績)	元年度(実績見込み)	元年度(計画値)
1	延長保育事業	量の見込み	8,487人	8,190人	2,433人
		確保方策	8,487人	8,190人	2,433人
2	放課後児童健全育成事業	量の見込み	5,477人	7,666人	7,179人
		確保方策	5,063人	7,598人	7,179人
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	460人	521人	694人
		確保方策	460人	521人	694人
	子育て短期支援事業(トワイライト)	量の見込み	7人	6人	11人
		確保方策	7人	6人	11人
4	新生児・妊産婦訪問指導事業、 こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	量の見込み	5,890人	5,123人	5,757人
		確保方策	5,890人	5,123人	5,757人

No.	事業	項目	27年度(実績)	元年度(実績見込み)	元年度(計画値)
5	育児支援家庭訪問事業	量の見込み	436人	409人	409人
		確保方策	436人	409人	409人
6	すこやか子育て交流館管理運営等事業、親子つどいの広場運営事業、児童センター運営事業、地域子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業)	量の見込み	373,998人日	366,147人日	539,808人日
		確保方策	426,000人日	511,000人日	540,000人日
7	一時預かり事業(幼稚園在園児を対象とした一時預かり)	量の見込み	184,440人日	366,725人日	290,386人日
		確保方策	184,440人日	366,725人日	290,386人日
8	一時預かり事業(その他)	量の見込み	69,497人日	76,388人日	63,636人日
		確保方策	69,497人日	76,388人日	63,636人日
9	病児・病後児保育事業(病児保育事業)	量の見込み	8,024人日	9,718人日	10,960人日
		確保方策	8,024人日	9,718人日	11,250人日
10	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	量の見込み	6,715人日	5,052人日	6,325人日
		確保方策	6,715人日	5,052人日	6,325人日
11	妊婦健康診査・健康相談事業(妊婦に対して健康診査を実施する事業)	量の見込み	68,069人日	63,068人日	67,899人日
		確保方策	68,069人日	63,068人日	67,899人日
12	利用者支援に関する事業(利用者支援事業基本型分)	量の見込み	1か所	4か所	5か所
		確保方策	1か所	4か所	5か所
13	保育コーディネーター配置事業(利用者支援事業特定型分)	量の見込み	4か所	4か所	4か所
		確保方策	4か所	4か所	4か所
14	利用者支援に関する事業(利用者支援事業母子保健型分)	量の見込み	5か所	5か所	5か所
		確保方策	5か所	5か所	5か所

注) 単位: 「人日」は、年間延べ利用人数